

請 願 書

高 野 山 真 言 宗
管長 資 延 敏 雄 様

2005年2月1日

〒530-0047 大阪市北区西天満4丁目6番3号
第五大阪弁護士ビル5階
電 話 06-6365-7135
FAX 06-6365-1023
山岸（旧姓佐々野）隆信代理人

弁 護 士 井 上 二 郎



同 井 上 健 策



拝啓 貴職におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

当職らは、貴宗の僧侶山岸隆信（僧籍上の姓名 佐々野隆信，戸籍上の姓名 山岸武志）の代理人として、本請願書をお送りいたします。

山岸隆信は、貴宗において、得度を了え、度牒を授与され、大僧都の僧階を付与された僧侶であり、貴宗が包括する清浄心院（和歌山県伊都郡高野町大字高野山566番地）の前々住職山岸栄岳氏，前住職山岸俊岳氏を師僧とし、清浄心院の徒弟として修行を重ねてきた者です。

その清浄心院におきまして、2003年4月8日、前住職山岸俊岳氏が逝去しました。俊岳氏逝去の折には、清浄心院の弟子，親族，法類，清浄心院責任役員，檀信徒，山外寺院の皆様におかれましても、前々住職及び前住職の弟子である山岸隆信が清浄心院の住職に当然選任されるものだとの共通認識を有しておりました。ところが前住職逝去から2年近くを経過しようとしている現在、貴宗の寺籍簿には、久利康彰氏が清浄心院（寺名のみ寺院である遍明院，智荘院，丹生

院、円満院を含みます。以下同じ。)の兼務住職として登録されております。

しかしながら、このような状態は、貴宗の部外者が申し上げるのは誠に僭越ではございますが、当職らが考えますに、貴宗の規則及び貴宗の宗規に違反する状態であるように思われます。

まず、貴宗規則(宗教法人「高野山真言宗」規則第27条2項)によりますと、貴宗が包括する寺院の住職は、「当該寺院・教会の規則で定めるところにより」、教師のうちから選定しなければならないことになっており、「当該寺院」である清浄心院の規則(宗教法人清浄心院規則第7条2項)によりますと、清浄心院の住職選定については、第1順位「この寺院の徒弟」、第2順位「縁故がある寺院の住職又は教師」、第3順位「その他の教師」、と明確に順位が定められています。第2順位に「縁故がある寺院の住職」が規定されているのは、兼務住職として就任する場合を想定に入れたものと考えられます。そうしますと、第1順位にあたるのが明らかな山岸隆信が存在する以上、第2順位にあたる(当時)法類総代の金剛三昧院住職久利康彰氏は、たとえ兼務住職としてであれ、清浄心院の住職に就任することはできないはずです。もし久利康彰氏が、現在、清浄心院の住職に就任しているものとすれば、清浄心院の規則のみならず貴宗の規則にも違反している事態が生じているものと言わざるを得ません。

また、貴宗宗規(高野山真言宗宗規第125条1項)によりますと、寺院の「兼務住職」は、「特別の事情がある場合に限り」、まさに例外的に置くことができる職位ということになっています。清浄心院のごとく、前々住職及び前住職を師僧とする僧侶であって教師の資格をも有する徒弟(山岸隆信)がいる寺院においては、兼務住職を置く「特別の事情」は全く存しないものと思われます。したがって、貴宗宗規に照らしますと、現在の清浄心院に兼務住職を置くことはできないはずであり、この点から見ましても、貴宗宗規に違反する事態が生じているものと思われます。

以上のとおり、当職らは貴宗の全くの部外者ではありますが、貴宗宗規類を一

読しただけでも、清浄心院の現状が貴宗宗規類に明らかに違反する状態だと考えざるを得ないのです。

当職らは、「高野山」と聞くと、「弘法大師空海」「真言密教」「紀伊山地の霊場」「世界遺産」等を連想し、山で修行をしている僧侶の方々に対しては、漠たる敬意を抱く者です。上記のごとき清浄心院の憂うべき事態につきましても、当職らは、直ちに、世俗の裁判所に持ち込んだり、あるいは世間に広く問うたりすることはなるべくなら避けたいと思っておりますし、また、そのような措置に及ぶことは、決して本意でもありません。まずは、貴宗において、貴宗の規則、宗規及び清浄心院規則に照らして正しく解決されることを願うものであります。

2005年4月には、前住職山岸俊岳氏の3回忌を迎えます。3回忌までに、前々住職及び前住職を正統に継承する弟子であり、檀信徒の信頼も篤く、清浄心院の興隆を心から強く願う山岸隆信が、清浄心院の住職に就任し、晋山式を執り行うことが出来ますよう、貴職におかれましては、貴宗宗規類及び清浄心院規則に則った格別のご配慮を賜りたく、請願する次第です。

敬具